

## 令和元年第3回白石町議会臨時会会議録

会議月日 令和元年5月13日（月）（第1日目）

場 所 白石町役場議場

開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	副町長	百武和義
総務課長	松尾裕哉	企画財政課長	小池武敏
税務課長	久原浩文	住民課長	千布和夫
農村整備課長	笠原政浩	建設課長	喜多忠則
保険専門監	小川善秋	農村整備課長補佐	出雲誠
水産林務係長	溝口康孝		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

9番 吉岡英允 10番 片渕彰

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程（提案理由の説明）

日程第4 議案第27号 専決処分の承認について（白石町税条例等の一部を改正する条例について）

日程第5 議案第28号 専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

日程第6 議案第29号 専決処分の承認について（平成30年度白石町一般会計補正予算（第5号））

日程第7 議案第30号 住ノ江漁港水産生産基盤整備事業既設構造物撤去工事請負契約について

---

## 9時30分 開会

### ○片渕栄二郎議長

ただいまから令和元年第3回白石町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。町が推進している省エネルギー対策推進のため、白石町議会も5月からのエコスタイルとして、議員申し合わせにより、今会期中「議員は、議場入退場時、上着は着用するがネクタイは着用しない。会議中は暑い方は、上着を脱いでも良い。」ことにしています。なお、執行部も同様とします。皆様のご理解をお願いします。暑い方は上着をお取りください。

本日の議事日程は、お手元に配布の議事日程のとおりです。

地方自治法第121条の規定に基づき、議会の出席要求に対する執行機関側の説明員は、お手元の名簿のとおりです。

## 日程第1

### ○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、「吉岡英允」議員、「片渕彰」議員の両名を指名します。

## 日程第2

### ○片渕栄二郎議長

日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと存じます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」を確認)

「異議なし」と認めます。よって、本臨時会は本日の1日間に決定しました。

## 日程第3

### ○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から、議案が提出されています。

これは、皆様に配布しています一覧表の通りです。議案第27号から第30号までを一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。

### ○田島健一町長

皆様、おはようございます。

本日、令和元年第3回白石町議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。まず、専決処分案件が3件ございます。

議案第27号「専決処分の承認について、(白石町税条例等の一部を改正する条例について)」及び議案第28号「専決処分の承認について(白石町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について)」は、地方税法等の改正に伴い、本年3月31日付で条例改正の専決処分を行ったものでございます。

議案第29号「専決処分の承認について(平成30年度白石町一般会計補正予算(第5号))」につきましては、普通交付税及び特別交付税の増額補正及び起債充当事業の財源更生、それらに伴う基金への積み立て等に関しまして、本年3月29日付けで予算の補正の専決処分を行ったものでございます。

以上3件について報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、契約案件が1件ございます。議案第30号「住ノ江漁港水産生産基盤整備事業既設構造物撤去工事請負契約について」です。契約の目的は、住ノ江漁港水産生産基盤整備事業既設構造物撤去工事で、指名競争入札により行い、契約金額は消費税込みで1億5,876万円、契約相手方は、富士建設株式会社でございます。

今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。提案いたしました議案につきましては以上のお通りでございます。提案議案の詳細につきましては、担当課長から説明させます。それぞれ充分にご審議賜りますようお願いいたします。

## ○片渕栄二郎議長

ここで、担当課長に内容の説明を求めます。

## ○久原浩文税務課長

おはようございます。税務課所管の件であります。

議案第27号「専決処分の承認について、白石町税条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

地方税法等の一部が改正されたことに伴い白石町税条例等の一部を改正したのですが、この施行期日が平成31年4月1日及び平成31年6月1日であったため、地方自治法第179条第一項の規定によりまして平成31年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

今回の条例改正で主な内容につきましては、ふるさと納税制度の改正、住宅借入金、特別税控除の申告要件の緩和及び軽自動車税グリーン化の特例の改正であります。それでは専決処分書の5ページをめくっていただきたいと思います。5ページをめくっていただきまして新旧対照表の1ページをご覧ください。第34条の7、及び3ページの附則第7条の4から5ページの附則第9条の2までは、ふるさと納税制度の改正に伴い字句の改正等を行ったものであります。

前のページに戻っていただきまして、2ページをお開きください。附則第7条の3の2については、住宅借入金と特別税額控除に関する規定でありまして所得税の控除であります住宅借入金特別控除の改正に合わせ住民税の控除の対応年度を拡充し申告要件を緩和したものであります。

新旧対照表の方は20ページにわたっております。その分ですが、ご覧いただきたいと思います。20分の何ページというふうな説明にしたいと思います。

続きまして20分の5ページをお開きください。20分の5ページから20分の7ページまでの附則第10条の2については、地方税法附則第15条2項第1号等の条例で定める割合の規定いわゆるわが町特例でありまして地方税法の改正に合わせ項番号の変更及び字句の改正を行ったものであります。

20分の7ページをお開きください。20分の7ページから20分の10ページまでの附則第10条の3は新築住宅に対する固定資産税の減額の規定でありまして、高規格堤防設置に伴う建て替え住宅が追加されたことに伴いまして、項の追加及び項番号の変更字句の改正を行ったものであります。

20分の10をお開きください。上から7行目の附則第16条から20分の14ページの附則第16条の2までは軽自動車税のグリーン化、特例の改正を行ったものであります。なおグリーン化特例の改正は今回の改正を含め3段階で行っております。

20分の15ページをお開きください。平成29年3月議会で議決いただきました白石町税条例等の一部を改正する条例（平成29年白石町税条例第1号）の第1条の2は軽自動車税の改正について規定をしております。その中には、先程申しました附則第16条の改正規定もございまして今回の条例改正に合わせた規定の整備となります。

20分の17ページをお開きください。平成30年6月議会で議決をいただきました白石

町税条例等の一部を改正する条例（平成30年白石町税条例第9号）の第1条に規定する税条例第48条の改正部分は法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設でありましたけれども、今回の改正で災害や回線故障などで使用困難な場合の猶予規定が追加されたものです。なお、施行期日につきましては、平成31年4月1日及び平成31年6月1日となっております。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○千布一夫住民課長

おはようございます。

それでは住民課所管の議案第28号「専決処分の承認について、白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

地方税等の一部を改正する法律等が、平成31年3月29日公布4月1日施行に伴いまして白石町国民健康保険税条例の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会に承認を求めるものでございます。

今回の改正は2点の改正でございます。まず1点目は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、2点目は国民健康保険税の軽減措置の拡充でございます。内容につきまして新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の1ページをお開きください。4分の1ページから4分の4ページまで4枚にわたっております。その中の4分の1ページをお願いいたします。右側が現行条例、左側が改正案でございます。まず一点目の国民健康保険税課税限度額の引き上げでございますが、課税額を規定している第2条ですが第2項のただし書き中基礎課税額58万円を61万円に改めるものでございます。さらに第23条におきましても58万円を61万円に改めるものでございます。なお、据え置きとなりました後期高齢者支援資金と課税額と介護納付金、課税額を含めた全体の国民健康保険税限定額は改善額の93万円から改正後は96万円へ引き上げとなります。さらに第23条におきましても第2条と第23条の改正が保険税の課税限度額を引き上げるものでございます。なお、据え置きとなりました後期高齢者支援資金と課税額と介護納付金、課税額を含めた全体の国民健康保険税限定額は改正前の93万円から改正後は96万円へ引き上げとなります。

次に2点目の国民健康保険税の軽減措置の拡充でございます。新旧対照表の1ページ最終行から2ページにかけての第23条第2号中27万5千円を28万円に、また3ページの5号中50万円を51万円に改めるものでございますが、これらは国民健康保険税の5割軽減また2割軽減の対象となる所得基準額の算定における費用係数に乗ずる金額を引きあげることによりまして、軽減措置の拡充を図るものでございます。最後に今回の条例改正につきましては平成31年4月1日から施行するのでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

### ○小池武敏企画財政課長

おはようございます。

議案第29号専決処分の承認について 「平成30年度白石町一般会計補正予算（第5

号) 」についてご説明申し上げます。本年3月29日付で補正予算の専決処分を行ったものでございます。補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に2,882万3千円を追加し、補正後の予算総額を147億2,636万円とするものです。

4ページをお願いします。第2表、継続費補正です。水産生産基盤整備事業(住ノ江漁港分)の調査・設計及び工事に係る平成30年度の年割額に不足が生じたので、1億円から1億50万円に増額し、これに伴い最終年度の年割額を9千万円から8,950万円に減額することで調整しており、5年間の総額15億円は変更しておりません。

5ページをお願いします。第3表、地方債補正です。合併特例債の対象事業費の一部が減額となりましたので、借入限度額を9億6,500万円減額し、9億6千万円に変更するものです。

次に9ページをお願いします。歳入につきましては、普通交付税の追加665万3千円、特別交付税の追加2,727万円を増額補正しております。また、合併特例債を500万円の減額をしております。

歳出につきまして、10ページをお願いします。歳入追加分2,882万3千円を公共施設整備基金に積み立てることとしております。また、橋梁維持費につきましては、地方債を500万円減額する財源更正をしております。なお、11ページは、補正後の地方債の平成30年度現在高の見込額を表示しております。ご確認をお願いします。

以上で補正予算についての説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

## ○笠原政浩農村整備課長

おはようございます。

農村整備所管の議案第30号「住ノ江漁港水産生産基盤整備事業既設構造物撤去工事請負契約について」ご説明いたします。

契約の目的は、住ノ江漁港整備に伴う既設構造物撤去工事で、5号棟上げ板298メートル・6号棟上げ板の一部80メートルの撤去工事であります。

契約の方法についてですが、白石町財務規則第91条の規定に基づき指名競争入札により行いました。指名業者につきましては、白石町入札資格者指名委員会におきまして審査を行い解体事業を有し港湾・漁港及び海岸工事の施工実績がある特A級の業者で郡内杵藤広域圏内及び近隣市町の建設土木業者5社を選定し、4月22日に入札を行いました。

入札の結果契約金額は消費税込みで1億5,876万円契約相手方は、富士建設株式会社であります。

入札経過につきましては、議案に添付しております。入札経過表をご覧ください。この入札経過表の金額は消費税を含まない金額でございまして、落札されました富士建設株式会社の落札率は予定価格に対しまして、95.79%となっております。なお、仮契約日は平成31年4月26日 工期は議会議決日翌日から令和元年の9月17日までといたしております。

今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。以上で説明を終わります。

ます。御審議のほどよろしく申し上げます。

#### 日程第4

##### ○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第27号、「専決処分の承認について、白石町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。質疑ありませんか。

##### ○西山清則議員

新旧対照表の3ページと5ページですが、文言が変わっていますけれども「～によって」が「～により」それと「～において」が「～には」になっておりますけれども、この文言が変わったことで何か縛りが出てくるものか、伺いたいと思います。

##### ○久原浩文税務課長

「～により」と「～によって」の部分ですけれども、別段変わらないという風になっております。今回町税法等、一部改正になって「～により」から「～によって」という文言になったということでご理解いただきたいと思います。以上です。

税法上、効力的には何も問題がないと理解しております。

5ページの方にも「～において」が「～には」には文言が変わったということでご理解していただきたいと思います。

##### ○溝上良夫議員

この改正によって、軽自動車税の影響額を計算されましたか。

##### ○久原浩文税務課長

申し訳ございません。影響額については手持ちの資料は持ち合わせておりません。ただ、これについてもグリーン化特例というかたちで軽課・重課の部分もありまして、影響額については積算できない状況です。以上です。

##### ○片渕栄二郎議長

他に質疑ありませんか。

##### ○友田香将雄議員

今回は、改選のところで一つ影となっている点がございまして、ふるさと納税の見直しのところでございます。

新旧対照法のところにありますように特例控除対象交付金ということで載っているのですが、ふるさと納税について少し確認させてください。まず先日いただいた資料の中でもありますように今後返礼品の返礼割を3割以下とってあったことと、返礼品の地場産品でというこの2つに関しては以前より議論が進んでいたと思います。

結論として、返礼品を3割以下これは運送費相当経費を含めた型の3割以下ということ

なのでしょうか。それとも一つ、返礼品を地場産品でということでした。地場産品の定義をもう少し詳しく教えていただいてもいいでしょうか。

### ○久原浩文税務課長

返礼品の返礼割3割以下という分につきまして、これについては地方税法の中で市町村民税につきまして、第314条の7、明確に返礼品の返礼割は3割以下ということ、文言条文が改正になっております。今おっしゃりました運送、輸送またはPRの部分とかですね手数料とかその分については実質法律の中でなくて告示の中でそれまで含めた部分が5割以下といったこと示している状況です。

それから返礼品の地場産品のことでございますけれども、これにつきましても返礼品の地場産品ついて区域内において生産された物品または、提供される役務ということでこれも地方税法の中で明確に条文化されております。ただ詳細が地場産品部分につきましては先程申しましたとおり総務省告示の中で指定されています。告示の内容につきましては、第5条で地場産品に対する基準といったことで1から9号にわたって地場産品の方が示されたという状況です。内容については細かく9項目があると思います。ふるさと納税につきましても産業創生課の方で検討を重ねて今日の議員説明会の方で説明がされるものと聞いております。これで終わります。

### ○片淵栄二郎議長

他に質疑ありませんか。

(ありませんとの声)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(ありませんとの声)

「討論なし」と認めます。

これより、議案第27号、「専決処分の承認について、白石町税条例等の一部を改正する条例について」を採決します。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第27号は、承認することに決定しました。

### 日程第5

### ○片淵栄二郎議長

日程第5、議案第28号、「専決処分の承認について、白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(ありませんとの声)

「質疑なし」と認めます。

討論ありませんか。

(ありませんとの声)

「討論なし」と認めます。

これより、議案第28号、「専決処分の承認について、白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第28号は、承認することに決定しました。

## 日程第6

### ○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第29号、「専決処分の承認について、平成30年度白石町一般会計補正予算第5号」を議題とします。

質疑ありませんか。

### ○井崎好信議員

今回歳入ですね、地方交付税の中で特別交付税が2,727万増額ということで交付されております。先だって説明会でも説明を受けたところでございます。29年度から30年度は減額になっていると説明を受けました。平成30年度が4,272万7千円ですが、

昨年からしますと1,500万、1,545万7千円が大幅な減額となっているようでございます。この特別交付税と申しますのは、国からももちろんくるわけではありますが国から直接特別交付税として交付されるのか、あるいは県の方に降りてきてからそれを配分されるのかその辺をまずお尋ねします。

### ○小池武敏企画財政課課長

議員ご質問の特別交付税でございますけれども、これにつきましては市町の方からまず県の方に交付要求をいたします。今年度いくらうちの方で必要ですと要求をいたしまして、県の方で市町の方を全部取りまとめて国の方に要求されるので国の方でも全国的な災害でありますとか、いろいろありますのでその事業に応じて配分されて県が裁量して、また県の方へ市町の方へと配分がされるというところです。平成30年の状況でございますが、交付額が4億2,727万円に対しまして平成29年度が4億5,069万5千円ということで2,842万5千円の減額といった状況になっております。そういった流れの手続きが踏まれるというところでございます。以上です。

### ○井崎好信議員

県の裁量によって配分がされるという答弁だったかと思えます。町の方でも申請の枠をした中でこれだけの減額があったということだろうとももちろん白石町は災害も昨年大雨の時でもなかったということだったかもわかりませんが、佐賀県内の自治体20市町、町だけでもよろしいですけれどもその辺りの特別交付税の配分額が全体的に少なくなっているのかその辺がわかればお答えいただきたいと思えます。そして

もう一つ、先程議案27号でもございましたが、ふるさと納税が今回6月から改正。納税制度が改正になるということで今まで総務省のルールに違反して、全国的で過度に返礼品をやっていた市町が制度から除外されるといったことがあっております。

以前そういった市町には特別交付税も減額をするということもあっておりましたが、その辺もかねて白石町はそういった違反はしていない訳ですけれども、ふるさと納税を一応納税があったことに対しての減額もあるのですか。その辺りを含めてお答えいただきたいと思います。

### ○小池武敏企画財政課長

まず30年度県内市町の状況を総額でいきますと、特別交付税の30年度交付額の20市町総額でございます。109億3千万程度で前年度から致しますと2,900万程度トータル県全体は増加をしている状況の中で、うちの方が2,800万減額をされたということでこれにつきましては、県の方からの内訳明細といたしますか、そういった形での交付の通知がこなかったものですからトータルでこれだけですよってことですね、この内訳についてはどういうふうな理由で減額になったのかというのはなかなかつかめない状況であります。ふるさと納税のペナルティといたしますか、そういった制度の中でそれにそぐわなかったというところに対する特別交付税でどういう風に配分が減額とか、されるとかそういう新聞報道等もあっておりましたが、これにつきましては国の方が総務省の方で今後検討方法としてなされることです。こちらの方としても今後特別交付税につきましてはなるべく多く交付されるように要求をしてまいりたいと思っております。以上です。

### ○井崎好信議員

県全体の中では増額された特別交付税の中で本町は減額になったかと思っておりますので、さきほど課長も答弁ございましたが、やはり満額に近い交付税をいただくようにその辺は県にもお願いをしていただきたいと思っております。

### ○片渕栄二郎議長

他に質疑ありませんか。

### ○内野さよ子議員

町の基本的な考え等をお尋ねしたい。今回地方交付税の特別交付税がきたわけですが、合併特例債に500万と公共施設整備・基金を振り分けた形になっているのですが、この考え方というのは合併特例債、割と有利な地方債ですね。仮に1千万でも1,500万でも良かったと考えられますが、この辺のバランス的な考え方はどのように決められているのかをお願いします。

### ○小池武敏企画財政課長

合併特例債と基金との関係といたしますか、合併特例債につきましては合併特例債事業がございましてこれの対象事業について、この計画にのっとった形の分に事業にず

っと列挙されておりまして、それにつきまして合併特例債は充てることのできるということ、なるべく有利な起債でもあります。

交付税7割は戻ってまいりますので、なるべくこちらの方を優先させていただいて起債を借りて交付税が今後安定してくるよう、まずはそちらの方の起債を優先していただくと。それから今回の補正につきましては交付税の追加が最終的にはあったということですね。これにつきましては公共施設整備基金、施設の老朽化は今後深刻になるということからこちらの方をなるべく積ませていただいて整備基金の方で今後の対応を図りたいというふうな形で考えておりましてこういう補正予算の編成をさせていただきました。以上です。

### ○内野さよ子議員

考え方はわかりました。そこで先ほどいったように、今回は500万円を特例債、合併特例債の方をしてあるわけですが、そのところどちらが有利とかって地方債にしては合併特例債とても有利だと今もおっしゃったように、その金額先ほどもいったように1千万円でも良かったかもしれないと思うわけですが、そこはまあまあという考えでされているのですね。

### ○小池武敏企画財政課長

すみません。質問の部分が抜けていた部分があったようでございます。

今回の合併特例債の500万円の減額につきましては、歳出の方は10ページ橋梁維持費ですね、橋梁維持費の中で500万減額しまして一般会計の方に財源更正をいたしております。これにつきましては橋梁の点検とかそういうふうな委託業務ですね、こういう風なところに合併特例債を充てるような計画をいたしております、この委託等の経費がいくらこう申請の段階で落ちてきたということから事業費以上は充てられませんのでその分の歳出の方が落ちていましたので、それに見合った形として500万減額したということです。通常は見合う額ぎりぎりまで借りるような形でしております。以上です。

### ○片渕栄二郎議長

他に質疑ありませんか。

(ありませんとの声あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(ありませんとの声あり)

討論なしと認めます。これより、議案第29号、「専決処分の承認について、平成30年度白石町一般会計補正予算第5号」を採決します。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第29号は、承認することに決定しました。

## 日程第7

### ○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第30号「住ノ江漁港水産生産基盤整備事業既設構造物撤去工事請負契約について」議題とします。

質疑ありませんか。

### ○吉岡英允議員

2点ほどお伺いします。

1点目は、有明海沿岸道路整備が県の方で整備がっております。旧宇部生コンですが、あそこから入ってくる道路はこの工事にも使用されているのではないかなと思います。安全対策をどうお考えなのかお伺いします。

2点目は工事の方です。荷上げ棧橋を解体してコンクリート片を出すという風な工事だと思いますけども、そのまま処分場に出されるのか。今クラッシャーという機械もございまして一応仮置きして小割をして再生資源として有明沿岸道路の工事の一部に使うとか、そういうようなお考えを工事内容の考えをどう思っているのか、設計をされているのか説明を求めたいと思います。

### ○笠原政浩農村整備課長

まずは旧宇部生コンのところからの搬入関係で交通安全対策はというご質問でした。大きな解体物撤去に搬出する部分につきましては、基本的には作業船を利用して鹿島港から搬出をする計画をしております。ですから、大きな車両とか入っては来ないと思いますが、ただ作業関係者の車が搬入のため出入りするということで施工業者とそこら辺の安全対策について今後検討していきたいと考えています。コンクリート処分につきましては、一応鹿島港まで出して鹿島港で細かく砕いて搬出し処分場に持っていくと計画を立てています。コンクリートは有明沿岸道路に利用してはどうかとご質問がありましたが、今のところそこまでは検討しておりません。以上です。

### ○吉岡英允議員

事前に説明がありましたが、工事内容については解体だけで入札関係だけ説明あっただけです。どういうふうな工事をされるのかなあとと思ひまして。私はてっきりもうそこで解体しながら、道を使って陸送で出すということで考えていましたので今説明を受けてわかりました。

また、鹿島港で出された場合、なるべく使われる部分はクラッシャーで割って処分したら処分代がかかりますが、再生資源として使えば減額対象になるかもわかりませんのでその辺を積算変更できれば採算ベース考えていただいて、どちらが安い比較検討していただきたいものだとお伝えしておきます。

### ○笠原政浩農村整備課長

コンクリート処分に関しては、中間処理施設で処理をしていただくと考えています

ので、そこらへんはまた施工業者と打ち合わせ等も進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

#### ○西山清則議員

5号荷揚げ棧橋のところですがけれどもあの辺りは泥土が堆積するところでありますので今の状態からどれくらい高くされるのか教えていただきたい。

#### ○笠原政浩農村整備課長

5号荷揚げ棧橋のところにつきましては、現段階では大潮の時は水没するというところで利用が不可能になる場所でございます。今回詳細に現在設計いたしておりますけれども、現施設よりも1.5メートル～2メートルくらい高く設定をする計画をいたしております。したがって、大潮の時利用が可能になるのではないかとというふうに考えております。今回の詳細に設計等ができましたら議員の皆様方のもまたご招待したいと思っております。以上でございます。

#### ○片渕栄二郎議長

他に質疑ありませんか。

(ありませんとの声あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか

(ありませんとの声あり)

「討論なし」と認めます。

これより議案第30号「住ノ江漁港水産生産基盤整備事業既設構造物撤去工事請負契約について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付された案件は、終了しました。

これをもちまして、令和元年第3回白石町議会臨時会を閉会いたします。

10時24分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年5月13日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 吉 岡 英 允

署 名 議 員 片 渕 彰

事 務 局 長 小 柳 八 束